



地域共生社会の推進に向けた「かわら版」

包括的支援と多様な参加・協働の推進を目指して

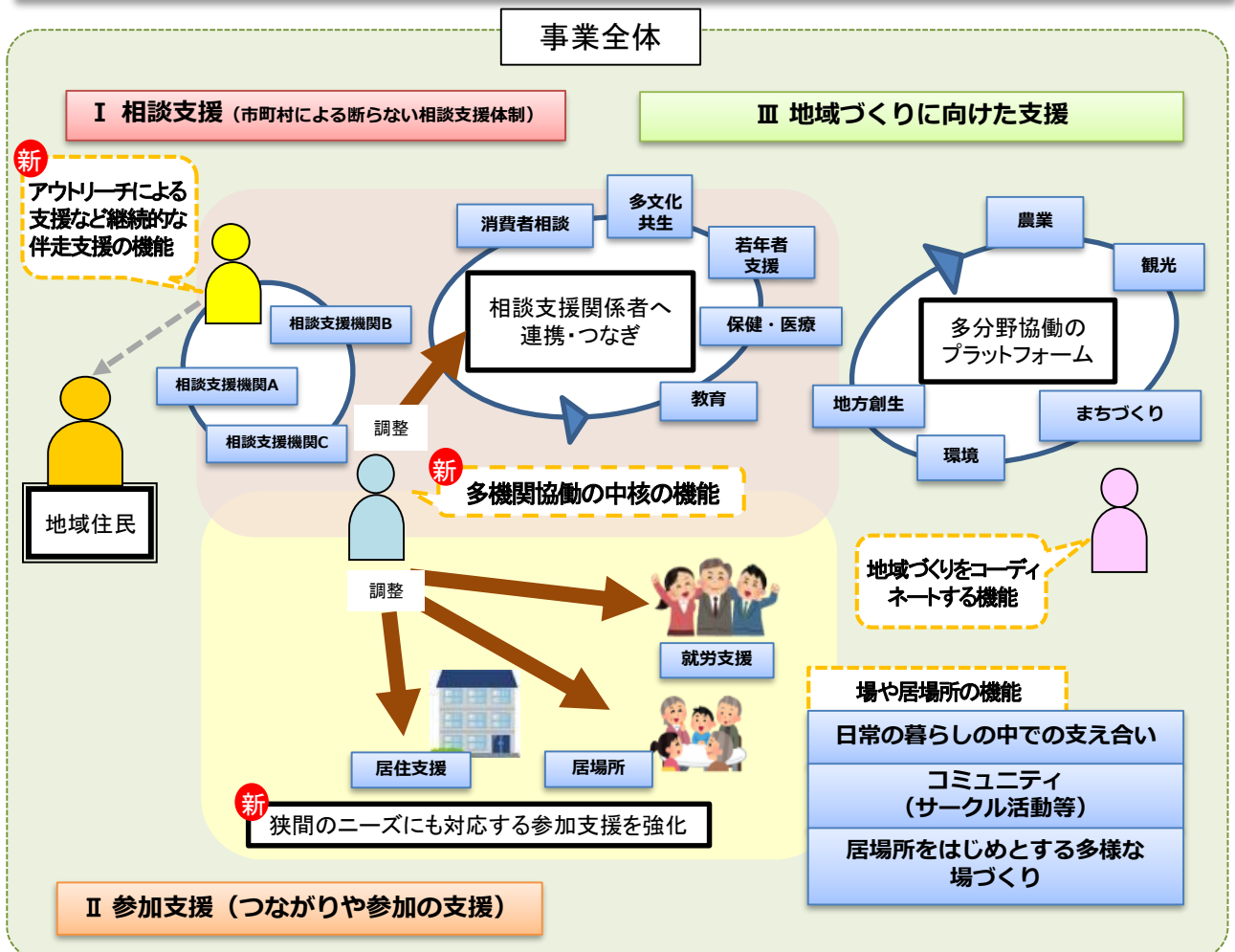
令和2年6月17日発行

平素より、大変お世話になっております。「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立し、12日に公布されました。「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下、モデル事業）」として取り組んでいただいている事業が基盤となった「重層的支援体制整備事業（以下、新事業）」が、令和3年4月より、社会福祉法に基づく新事業として施行されます。

今回のかわら版では、新事業についての概要と、令和2年度に開催を予定しているイベントスケジュールについて、お知らせいたします。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。**
新事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**である。なお、事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須。
- 新事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**

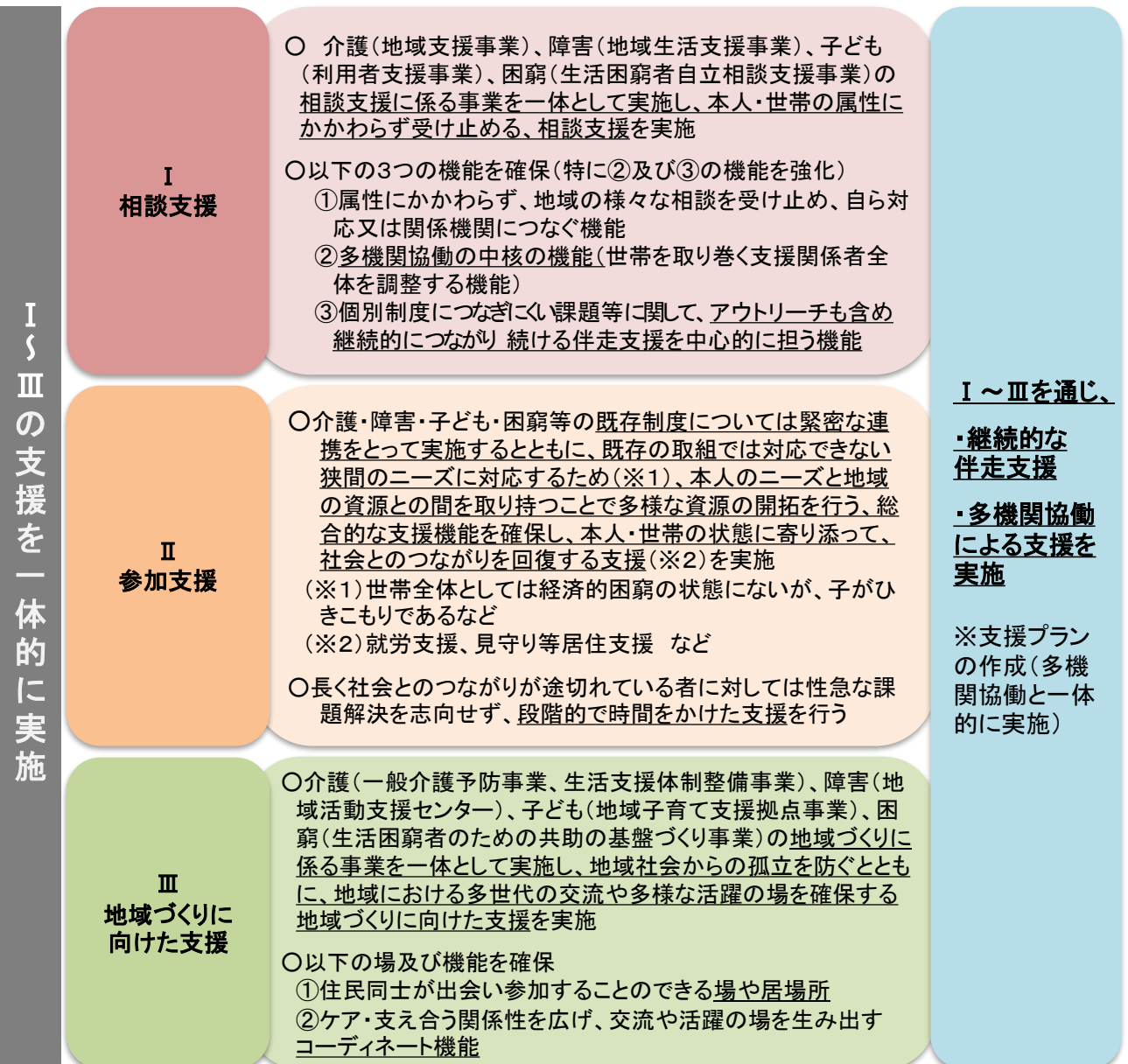


一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）のように、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制には以下のような課題があります。

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

こうした状況を踏まえ、昨年度に開催された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」において議論された内容が基盤となり、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できるよう、新事業が法定化されました。



上記の I～III の3つの支援を一体的に実施することで、「社会参加に向けた支援が充実することで、狭間のニーズにも対応でき、相談者が適切な支援につながりやすくなり、相談支援が効果的に機能する」、「地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる」等といった相互作用が生じ、支援の効果が高まります。

今後、新事業に係る詳細について、政省令やマニュアル等により順次お示ししてまいります。